

運輸安全マネジメント

会社名 亀甲通運株式会社：本社営業所

代表者 安全統括管理者：取締役 池山 博基

輸送の安全に関する基本方針

取組期間（2026年1月1日～2026年12月31日）

当社は「輸送の安全確保が最優先である」ことを基本とし、全社員が一丸となり絶えず輸送の安全性向上に努めます。

《安全方針》

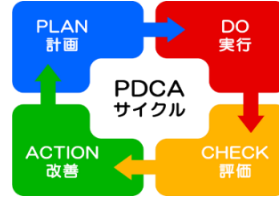
- ・輸送の安全は我が社の根幹、安全は全てに優先する
- ・安全運行はプロドライバーの社会的使命

《2026年 スローガン》

ひとつの作業にひとつの確認 必ず行うプロ意識！ みんなで目指そう無事故・無災害！

《重点施策》

- ・交通事故防止（事故防止取り組み強化事項の現場指導、災害事例研究と危険予知（KY）活動）
- ・コンプライアンスの遵守（飲酒運転の撲滅、社速・運行経路の遵守）
- ・環境に対する取り組み（省燃費運転、マナー運転の推進（夜間・早朝時の走行速度(住宅地)10km/h低減））
- ・健康管理と過重労働・メンタルヘルス対策の推進（点呼者による健康状態確認・ストレスチェック）



役員		執行役員	副部長	
池山	西倉	安藤	坂井	川口
安全環境管理室		係長	係長	係長補佐
安田	西倉	榎本	稲妻	市原

目標達成のための計画

重点施策	活動内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1 安全衛生共通	安全衛生委員会・班長会議の開催（意見交換・情報共有の実施）1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	班別安全衛生推進会議の開催（意見交換・情報共有の実施）2回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 交通事故防止	運行経路パトロールによる交通指導 1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現場パトロールによる作業手順および安全順守状況確認 2回/週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事故防止取り組み強化事項の現場指導		○			○		○		○		○	
	災害事例研究と危険予知（KY）活動の実施 1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヒヤリハット事例の取組み強化（対策実施および水平展開）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新規作業手順書の作成と現行手順書の見直し 1件/月以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運転者に対する指導・監督教育（国土交通省告示第1366号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特定運転者に対する特別指導（事故惹起者・初任・高齢者）随時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安全研修/各種資格取得講習等の受講（計画的実施）	資格取得・研修、セミナー計画											
王子春日井安全衛生協会 運輸部会安全衛生推進計画に沿った取組み	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 コンプライアンスの遵守	飲酒運転の撲滅（アルコールチェッカーによる検査）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	適正な積載と社速の遵守、運行経路の遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 環境に対する取り組み	省燃費運転、マナー運転の推進（夜間・早朝時の走行速度10km/h低減）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	整備管理者による車両取扱指導と適正な車両整備の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 健康管理と過重労働・メンタルヘルス対策の推進	点呼者による健康状態確認の徹底	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期健康診断の全員受診（健診結果に基づくフォロー指導、産業医面談）	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎

前年の目標と達成状況ならびに重大事故に関する情報

安全方針に基づく本年目標と現在状況

前年		目標	結果	自責	他責	達成状況	本年		目標	自責	他責
※目標は自責件数、結果は自他責合計							令和8年1月1日 現在				
重大事故	死亡または重傷	0	0	0	0	達成・未達	重大事故	死亡または重傷	0	0	0
	転覆、転落、火災、踏切事故	0	0	0	0	達成・未達		転覆、転落、火災、踏切事故	0	0	0
	多重衝突または多数負傷	0	0	0	0	達成・未達		多重衝突または多数負傷	0	0	0
	健康起因・車両故障/運行停止	0	0	0	0	達成・未達		健康起因・車両故障/運行停止	0	0	0
	飲酒、酒気帯び	0	0	0	0	達成・未達		飲酒、酒気帯び	0	0	0
交通事故・人身事故	0	0	0	0	達成・未達	交通事故・人身事故	0	0	0		
交通事故・物損事故	2	12	6	6	達成・未達	交通事故・物損事故	2	0	0		
自損事故・構内物損事故	18	24	23	1	達成・未達	自損事故・構内物損事故	18	0	0		
労働災害	0	0	0	0	達成・未達	労働災害	0	0	0		
その他	0	0	0	0	達成・未達	その他	0	0	0		

行政処分歴（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

行政処分を受けた場合は、処分書・警告書ならびに国土交通省へ提出した改善報告書を、行政処分を受けた日から3年間を経過する日まで掲示してください

あり・なし